

県職員からの公益通報に係る 庁外窓口の設置について

令和7年1月22日（水）
知事定例記者会見資料

総務部人事課

三宅、元根（内線2170、2173）

県職員からの公益通報に係る庁外窓口の設置について

1. 目的

・**県職員が安心して公益通報**することができる環境整備

- ・組織からの**独立性**の確保
- ・調査に当たっての**客観性**の担保

2. 内容(ポイント)

①庁内窓口である人事課に加え、**新たに庁外窓口を設置**

窓口業務従事者 弁護士 ^{こだま} 兒玉 ^{しゅういち} 修一 (弁護士法人やまと法律事務所 所属)

②**知事、副知事、総務部長、人事課長等**が自ら行い、又は積極的に関与していることが疑われる行為について通報があった際は、**庁外窓口の弁護士が直接調査**を実施

③県職員から**庁外窓口**に通報があった場合は、原則として、当該**庁外窓口から直接通報者に調査結果を通知**

3. 運用開始時期

・令和7年2月1日

(参考) 近年の通報受理件数・・・R4年度:1件→R5年度:0件→R6年度(R7.1.22時点):0件

(参考) 庁外窓口設置済都道府県(消費者庁調査(R5.12.1時点))・・・34都道府県

※近畿府県について直近の状況を確認したところ、兵庫県もR6.12に設置済